

県内唯一の第一種感染症指定医療機関

横浜市立市民病院で新型インフルエンザを想定した 患者受入訓練を実施します！

第一種感染症指定医療機関として、エボラ出血熱等の一類感染症患者や新型インフルエンザ患者などが発生した際の患者受け入れを円滑かつ迅速に行えるよう、横浜検疫所と合同で新型インフルエンザ患者受入訓練を行います。

※ 横浜検疫所が主催する訓練に患者受け入れ医療機関として参加する訓練になります。

1 日時

平成29年1月10日(火) 9時00分～13時00分
(模擬患者市民病院到着) 12時20分予定

交通事情により、到着時間が前後する場合があります。

2 場所

横浜市立市民病院〔感染症外来(西病棟1階)、感染症病棟(西病棟2階)〕
横浜市保土ヶ谷区岡沢町56

3 状況設定

海外の鳥インフルエンザ(AH7N9)流行地から横浜へ客船で渡航中、新型インフルエンザに感染した疑いのある患者3名を、横浜検疫所の判断で横浜市立市民病院へ搬送するという設定で訓練を行います。

4 訓練イメージ

◆搬送された患者を、防護服を着用した医師等が受け入れます。

**患者到着
(感染症外来)**



◆感染症病棟の一類感染症病室に移送し、病室内で患者の診察を行います。

**診察
(感染症病棟)**

裏面あり

◆市民病院での訓練のながれ◆

次の流れを通して、マニュアルに基づいた役割分担の確認・訓練を行います。

- ① 患者3名の感染症病棟での受入準備及び院内関係者への連絡を行います。
- ② 受け入れた患者のうち1名については、患者収容用陰圧バッグで救急車搬送された患者を、防護服を着用した医師等（感染症内科医師、感染症病棟看護師等）が、感染症外来玄関から受け入れます。
- ③ 感染症病棟の一類感染症病室に移送し、病室内で患者の診察を行います。（患者3名のうち2名については当院への搬送及び受入情報伝達訓練のみとし、病棟での実際の受入訓練は行いません。）

【参考1】 第一種感染症指定医療機関とは？

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、一類感染症（エボラ出血熱等）、二類感染症（ジフテリア、SARS等）又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定する病院。

全国では49医療機関91床（平成28年10月1日現在）、神奈川県では横浜市立市民病院が唯一の指定医療機関。

【参考2】 新型インフルエンザとは？

季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされています。

症状は、突然の高熱、咳、咽頭痛、倦怠感に加えて、鼻汁・鼻閉、頭痛等であり季節性インフルエンザと類似しています。

新型インフルエンザは、ほとんどの方が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザに比べると、感染が拡大しやすく、多くの方が感染することが考えられます。

（厚生労働省HPから抜粋、一部改）

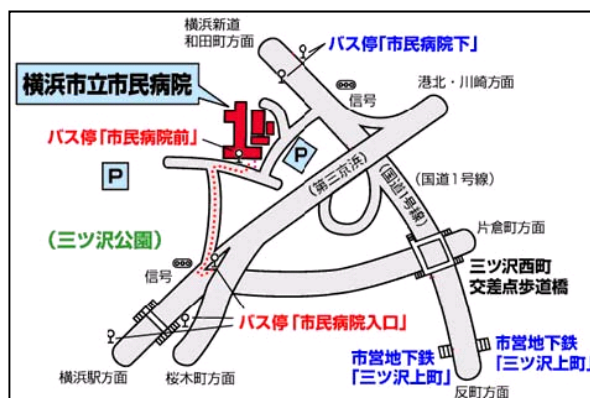
【参考3】 横浜市立市民病院案内

[交通]

電車：市営地下鉄「三ツ沢上町」下車
徒歩 12分

バス：横浜駅西口から市営バス87系統
「市民病院前」下車

※ お車で越すの場合は、事前にお知らせください。



◆取材について◆

取材を希望される方は、1月6日（金）午後5時までに、市民病院総務課（担当：川崎 電話 045-331-7721）へ御連絡ください。

また、当日は、12時00分までに、管理棟1階事務室へお越しください。簡単な説明の後、訓練場所まで御案内します。なお、病院内の訓練ですので、指定場所以外の立入・撮影は行わないなど、御配慮くださいますようお願いいたします。

お問合せ先

医療局病院経営本部 市民病院総務課長 川崎 洋和 TEL 045-331-7721